



改正育児・介護休業法(平成29年1月1日施行)

高齢者人口の増加とともに、介護保険上の要支援・要介護認定者数は増加しており、今後、その傾向は続くことが見込まれています。介護により離職・転職した雇用者数は平成19年10月～平成24年9月までの5年間で総計439,300人おり、介護をしながら就労を継続できる環境づくりが求められている中で、平成29年1月から改正育児・介護休業法が施行されます。今号は、その改正の要点をまとめました。

■介護休業の分割取得が可能になりました

現行: 対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで介護休業を取得可能。同じ対象家族でも別の要介護状態でなければ分割して介護休業を取得できず、所定労働時間の短縮措置等を利用した場合には、その期間も合わせて93日までとされています。(例: 93日-35日の介護休業取得⇒58日まで短時間勤務制度等を利用可能。)

改正後: 対象家族1人につき通算93日まで、3回まで分割して介護休業を取得可能になります。短時間勤務制度を利用した場合にも、通算されなくなります。

■介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行: 要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、対象家族1人につき、事業主は①所定労働時間の短縮、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④労働者が利用する介護サービス費用の助成等を選択して講じることとなっており、これらが介護休業と通算して93日の範囲内でしか取得できません。

改正後: 介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能になります。取得可能な日数の制限はありません。介護休業を3回に分割取得しても、3年以内であれば復職の都度、利用申請ができるようになります。

■介護のための所定外労働の制限が新設

現行: 育児休業法では、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合には、所定外労働をさせてはならないこととなっていますが、介護には残業免除についての制度がありません。

改正後: 介護のための所定外労働の制限を、介護が終了するまでの期間請求できるようになります。

■子の看護休暇・介護休暇が半日単位で取得可能に

子の看護休暇・介護休暇の取得を、1日単位で年間5日まで取得可能ですが、施行規則により半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能になり、年間10回まで取得できるようになります。ただし、所定労働時間が4時間以下の労働者は適用除外。業務の性質等に照らして、半日単位として取得することが困難な労働者は、労使協定により除外できます。

■有期契約労働者の育児介護休業の取得要件緩和

現行: 有期契約労働者が休業を申し出る際に、①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上、②休業開始予定日から93日経過後(育児の場合は子が1歳になった後)も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年経過するまでの間(育児は子が2歳になるまでの間)に契約が更新されないことが明らかでないこと、を満たす必要があります。

改正後: 現行の③が無くなり、現行①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上、に加えて、②休業開始予定日から93日経過後までに(育児の場合は子が1歳6か月になるまでに)労働契約が満了することが明らかでない者。と要件が緩和されます。

■不利益取扱い防止措置が義務化

現行の妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止に加え、上司・同僚が職場において就業環境を害する行為をしないよう、労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の防止措置を講ずるよう事業主に義務付けられます。

■育児休業等の対象となる子の範囲

法律上の親子関係のある実子・養子に加え、特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象となります。

知っておきたいミニ知識

要介護状態の判断基準について

育児・介護休業法に定める「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことをいい、介護保険制度上の「要介護状態」と同じではないため、要介護認定を受けていなくても介護休業の対象となり得ます。

その基準は現在、①歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること、

②攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること、

のいずれかとされており、介護保険制度の要介護2~3程度に相当すると考えられていますが、平成28年7月に行われた厚生労働省の有識者研究会による介護休業制度における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する研究会報告書によると、在宅介護の割合が介護開始時点で8割、介護期間の途中で7割、介護終了時点で5割となっている現状から、①介護保険制度の要介護区分において要介護2以上であること、又は②状態12項目のうち一部介助が2つ以上または全部介助が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること、と基準緩和の方向で見直されています。

改正育児・介護休業法に併せ、社員が介護休業を申請した際には、要介護状態に該当するかどうかを正しい基準に合わせ確認する必要があるでしょう。